

1 本校「教育方針」および「努力目標」と「いじめ防止指導」との関係

(1) 教育目標

御影中学校では教育目標「正しく 強く 朗らかに」を教育方針の柱として教育活動を進めている。この「正しく 強く 朗らかに」は、本校校区にゆかりが深い人物で、甲南学園や甲南病院を設立した実業家であり、政治家でもあった平生鈇三郎（ひらおはちさぶろう）氏が人生のモットーとした言葉である。そこには「たとえ逆境にある時でも、正義感を持ち、強い意志で行動し、明るく愉快に過ごせば、毎日が楽しくうまくいくものである」という信念が込められており、地域の人たちから子供たちへの願いでもある。本校ではこの教育目標を次のように理解し、生徒の教育活動に当たるものとする。

正しく・・・主体的に学習に取り組み正しい知識を身につけ、正しいことと間違っていることを見分ける判断力を養い、正義感を持って行動できること。

強く・・・授業や行事、部活動などの学校生活を通して、健康な身体と、悩みや苦しみを乗り越える粘り強い心を持つこと。

朗らかに・・・どんなときにも明るく前向きに生きていくこと

(2) 努力目標

教育目標の実現を目指し、さらに次のような具体的な目標を掲げる。

① 生徒努力目標

「他人も自分も大切にする」心を育てよう

1. コミュニケーションの基礎を身につける
2. 授業を大切に、自分のもつ力を伸ばす
3. 思いやりの心を持って人に接する

② 教育実践目標

生徒が安心して力を発揮できる学習環境の創造

1. 高い人権意識の保持とその実践
2. 周到な授業準備と授業規律の確立
3. 学びの場としての安全安心な学習環境づくり

(3) いじめ防止教育について（育てたい生徒像）

上記の各目標を健全育成の視点から捕らえ、次の点に重点を置くものとする。

- ・ 正しいことと間違っていることを見分ける判断力を養い、正義感を持って正しく行動できる生徒の育成
- ・ 状況に応じた適切なコミュニケーションにより、自己表現や他者理解ができる生徒の育成
- ・ 自尊感情を持つと同時に、他者にも深い思いやりの気持ちを持って接することができる豊かな心を持った生徒の育成

2 いじめ防止指導にむけた職員の共通理解

(1) いじめとは

生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」

- (3) いじめ指導における指針（神戸市いじめ指導三原則）
「するを許さず されるを責めず 第三者なし」
- (4) いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて
- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。また、日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行う。
 - ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
 - ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
 - ・「いじめは決して許さない」という姿勢を日々の教育活動を通じて生徒に示す。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害が発生している場合もあることを意識する。
 - ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」についても保護者やその他と連携を図りつつ、いじめ防止と早期発見に努める。
 - ・アンケート結果や日々の生徒観察から、生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚と洞察力を身につけるように努める。
 - ・生徒や保護者が相談しやすい雰囲気作りと高いカウンセリングマインドの保持に努める。
 - ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深めると同時に自己の人権感覚を磨き、自己の言動をふり返りを怠らない。
 - ・「いじめ」の訴えに際しては、訴えた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、迅速に対応する。
 - ・教職員の責務として、職員は問題を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会で円滑な情報共有を行い、適切かつ迅速に指導及び支援体制を整える。

3 校内体制について

- (1) 校内において『御影中学校いじめ問題対策委員会』を設置する。
- ① 構成：校長、教頭、学年総務、生徒指導担当、各学年生徒指導係、養護教員、生徒会担当、特別支援コーディネーター、別室担当者、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
 - ② 役割
 - ・いじめの未然防止およびいじめ防止の啓発等の予防的取組の企画立案
 - ・教育相談やアンケートなど早期発見に向けた取組の企画立案
 - ・いじめが疑われる事案の発生時における正確な事実関係の掌握と早期解決に向けた組織的な対応についての協議
 - ・個人情報に留意した上での、再発防止に向けた教職員への情報提供
 - ・いじめ防止対策の更なる充実に向けた取組の検証と改善

4 いじめを未然防止するために

◇生徒に対して

- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒が持つようにいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に関する活動に取り組みさせる。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを伝える。
- ・いじめの様態は様々であり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、生徒の感じる被害性に着目し判断しなければならない。特に、相手に思いやった行為であっても、その善意を評価した上で、「善意からの行為であっても、結果として相手の心身に苦痛を感じさせる事態となる可能性がある」ことを理解させるように努力する。

◇学校全体として

- ・全ての教育活動を通して、『いじめは絶対に許されない』という学校風土を作る。
- ・教育相談アンケート調査を学期に1回以上実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当る。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め実践力を高める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・コロナ禍において、患者、感染者、その家族や治療・対策に携わった方々の人権に配慮するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静な対処を行う。治療に専念されている医療従事者の方々に敬意を払い、教職員ができる最大の努力を惜しまない。

◇保護者・地域に対して（家庭の役割と保護者の責務）

- ・生徒が発するサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。

家庭でのケア		子どもの出すサイン（変化）に気づいていますか？ ～いじめはどの子どもも被害者・加害者となる可能性があり、大人の気づきにくいところで起こります～		
	家庭で気をつけるポイント	子どもの出すサイン		
被害者	いじめられていることを言にくい ●家の人に心配をかけたくない ●いじめられたことを言ったことが分かった、さらにいじめられる心配がある	<input type="checkbox"/> 元気がない <input type="checkbox"/> 携帯等を離さない <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる <input type="checkbox"/> 落書きが目立つ <input type="checkbox"/> 登校をしづる	<input type="checkbox"/> 食欲がない <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる <input type="checkbox"/> 金遣いが急に荒くなる <input type="checkbox"/> あざや傷がある	<input type="checkbox"/> メールの内容を気にしすぎる <input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなる <input type="checkbox"/> どことなくおどおどしている <input type="checkbox"/> 金品を持ち出す <input type="checkbox"/> 服装の汚れや破れが目につく
加害者	いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分で行う ●被害者が平気そうなので大丈夫 ●悪いのは自分だけではない	<input type="checkbox"/> すくかっとなって、暴力を振るう <input type="checkbox"/> 買った覚えのないものを持っている <input type="checkbox"/> 友達に軽蔑した口調で話す	<input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなる <input type="checkbox"/> 友達を呼び捨てにする	

令和元年度「いじめ防止啓発チラシ」兵庫県教育委員会より

- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝え、理解と協力を求める。

◇関係機関との連携

- ・年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施計画を連携して行う。こうべつ子悩み相談・ひょうごつ子悩み相談といった電話やSNS等で相談できることを生徒や保護者

に周知し啓発する。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、校内いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭が協力して解決を図る。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を組織的に行う。
- ・状況によっては、学校支援アドバイザー、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、子ども家庭センターと連携して対処する。

6 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、および通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する理解を十分に深めるとともに、家庭とも密接な連携をする。
- ・生徒との日々のふれあいを大切にし、些細な変化やサインを見落とさないよう心がけ、未然防止と早期発見を図る。
- ・地域で生活していくための、よりよい集団づくり・仲間づくりを推進するため、特別支援学級と通常学級との交流を積極的に進める。

7 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

8 保護者・地域との連携

- ・保護者、育友会の組織と連携し、また「みかげっ子応援団」（神戸っ子応援団）等の協力も得て朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・育友会や地域の会合等で、学校の現状やいじめ防止の取組について発信すると共に家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

9 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められたときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に、迅速に連携を行う。

10 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員が情報共有し、組織的に解決を図る。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許されないという毅然として指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係や指導の状況を報告する。

11 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局（令和元年度よりスクールロイヤー制度を導入）に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任に基づき、真摯に情報を提供する。

12 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、御影中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しを進め、適切に改訂を行う。 【令和3年4月21日改定】